

議案第 18 号

野田市立南図書館、野田市立北図書館、野田市南コミュニティ会館
及び野田市北コミュニティ会館の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立南図書館、野田市立北図書館、野田市南コミュニティ会館及び野田市北コミュニティ会館の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立南図書館 野田市立北図書館 野田市南コミュニティ会館 野田市北コミュニティ会館
指 定 管 理 者	所 在 地	東京都文京区大塚三丁目1番1号
	名 称	TRC・日本管財共同企業体 共同事業体の代表者 株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川 博史
指 定 の 期 間		令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立南図書館、野田市立北図書館、野田市南コミュニティ会館及び野田市北コミュニティ会館の指定管理者として、TRC・日本管財共同企業体を指定しようとするものである。

野田市立南図書館、野田市立北図書館、野田市南コミュニティ会館
及び野田市北コミュニティ会館指定管理者候補者
選定結果について

1 指定管理者募集施設

野田市立南図書館

野田市立北図書館

野田市南コミュニティ会館

野田市北コミュニティ会館

2 募集方法

公募

3 応募状況

1者

TRC・日本管財共同企業体

共同事業体の代表者

株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目1番1号

4 選定した指定管理者候補者

TRC・日本管財共同企業体

共同事業体の代表者

株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目1番1号

5 選定理由

事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを委員6名で審査した結果、当該応募者は、総得点が合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立南図書館、野田市立北図書館、野田市南コミュニティ会館及び野田市北コミュニティ会館
指定管理者候補者採点結果

(単位：点)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価		
			TRC・日本管財 共同企業体		
利用者の平等利用が確保されること。	・利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。 (図書館・コミュニティ会館)	適格要件	○		
	・児童、障がい者・高齢者への配慮がある内容となっているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	4.0		
施設の効用(設置目的)が最大限発揮されるものであること。	・施設の設置目的を理解した内容となっているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.8		
	・施設の利用促進(利用者増)に向け、適切な方策を講じているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.7		
	・児童及び青少年層への読書を普及するための具体的方策が講じられているか。 (図書館)	5	4.0		
	・情報及び資料提供サービス(レファレンスサービス)の充実等図書館の専門性確保及び向上のための具体的方策が講じられているか。 (図書館)	5	3.7		
	・利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等を講じているか。 (図書館)	5	3.5		
	・利用団体のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等を講じているか。 (コミュニティ会館)	5	3.5		
	・設置目的を効果的に達成する自主事業の提案はあるか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.7		
	個人情報の適切な保護が図られていること。	・個人情報の適正な保護のための具体的な方策等が講じられているか。 (図書館・コミュニティ会館)	適格要件	○	
緊急時の危機管理体制が確立されていること。	・施設の安全管理について具体的な対応が図られているか。 ・緊急時の危機管理のための具体的な方策等が講じられているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.3		
	・利用者の要望、苦情へ対応するための具体的な方策等が講じられているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.8		
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること。	・現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策等が講じられているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.7		
管理経費の縮減が図られるものであること。	・指定管理に係る経費の設定額は妥当なものとなっているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	2.2		
	・管理経費縮減のための具体的な方策等が講じられているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	2.8		
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること。	・地元住民の雇用が計画されているか。 ・物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.2		
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	・図書館の指定管理者指定の実績は妥当か。 ・施設管理に関する知識を十分に有しているか。 (図書館)	10	8.3		
	・コミュニティ会館の指定管理者指定の実績及び同種(類似)業務の実績は妥当か。 ・施設管理に関する知識を十分に有しているか。 (コミュニティ会館)	5	3.7		
	・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5	3.8		
	・館長に当たるものの図書館業務経験及び実績は妥当か。 (図書館)	5	3.7		
	・職員配置及び職員の保有する資格(司書)等が妥当なものとなっているか。 (図書館・コミュニティ会館)	10	8.0		
	・職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.8		
	・人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。 (図書館・コミュニティ会館)	5	3.8		
	・管理に関する業務の全部を第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。	適格要件	○		
	合 計	5点×19項目 10点×2項目 計115点満点 (100点満点換算)		84.0	
				73.0	

第1回野田市立図書館及び野田市コミュニティ会館 指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 令和3年7月7日（水）午後2時45分から午後3時30分まで
開催場所 野田市役所5階 511会議室
出席委員 総務部長（副委員長）、行政管理課長、管財課長、市民生活部長、教育次
長兼生涯学習部長
欠席委員 副市長（委員長）、企画財政部長
事務局 興風図書館、市民生活課、行政管理課

1 開会

<副委員長から開会の言葉>

2 議事

募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

<事務局から募集要項、仕様書及び応募書類について説明>

<審議の概要>

○ 募集要項1ページ2施設の概要について、コミュニティセンターはコミュニティ会館と図書館、出張所で構成されているが、施設管理の対象に出張所は含まれないのか。

→ 募集要項2ページ2施設の概要（5）その他の施設に記載のあるとおり、同一施設内にある出張所及び備蓄倉庫については、指定管理者ではなく野田市の管理となる。ただし、空調設備や機械警備、照明、施設清掃等はコミュニティセンターとして一体的な業務となり切り離せないことから、当該施設に係る光熱水費、清掃業務費、保守点検業務費等の経費については指定管理者の負担としている。

なお、仕様書の2ページにも出張所と備蓄倉庫に係る指定管理者が負担する経費の詳細について表にまとめている。

○ 募集要項6ページ10指定管理に係る経費（5）利用料金等の収入について、新型コロナウイルスの影響をみないで利用料金を積算するかどうかを募集要項に明記しているか。

→ 現時点では明記していないため、募集要項8ページ12応募書類（1）野田市様式④収支予算書（指定管理料見積書）（様式3）の注釈として追記する。

○ 仕様書5ページ（1）図書館の管理運営に関する業務④小破修繕業務について、「20万円未満のもの」ではなく「20万円（消費税及び地方消費税を含む）」ではないか。

→ 指摘のとおり修正する。

○ 仕様書10ページ5 指定管理者が行う維持管理業務(1) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関することについて、平成27年7月23日付け営繕課長事務連絡の「建築物における日常点検の励行について」に関する記載を行う必要はないか。

→ 「建築物における日常点検の励行について(平成27年7月23日付け営繕課長通知)」の実施方法として作成された、「施設管理者等による施設点検マニュアル(令和元年11月8日付け営繕課長通知)」に基づき、「令和元年10月に野田市営繕課が作成した施設管理者等による施設点検マニュアルに基づき、建物日常点検チェックシート【敷地・建物】により日常点検を実施する。」旨の記載を追加する。

○ 仕様書15ページ②興風図書館との連絡調整について、新たに業務担当者会議を加えているが、興風図書館からはどのような職員が出席しているのか、また、会議ではどのようなことを行っているのか。

→ 図書サービス係の司書2名が業務担当者会議の担当として会議に出席し、議題を決め、進行管理を行っている。各指定管理施設の図書館からは業務責任者が出席し、図書館運営上の課題等を各館から提案し、課題の共有化及び課題解決を図る場としている。

○ 仕様書16ページ⑩各コミュニティセンターのパンフレットの作成について、配布状況及び必要性を教えてほしい。

→ パンフレットの配布状況は、南コミュニティセンターが月約20部、北コミュニティセンターが月約45部となっている。また、令和3年6月末時点での残部については、南コミュニティセンターでは約1,300部、北コミュニティセンターでは約550部となっている。

コミュニティセンターのパンフレットは、利用者が自由に手に取ることができるよう図書館のカウンター及びコミュニティ会館の受付に配架し、新規利用者への施設案内を行う際や、施設開館時間等の問合せ対応時に配布している。

両施設とも設置から30年以上経過し、地域の方々に認知されている状況を踏まえ、作成時期及び作成数量を「令和4年度に北コミュニティセンターの施設案内を3,000部作成し、令和6年度に南コミュニティセンターの施設案内を1,000部作成」に修正する。

○ 仕様書17ページ6の管理体制(1) 職員の配置について、「職員の配置は、館長以外の職員は必要数を確保すること」とあるが、図書館には事務職員のほか専門的職員が配置されている。事務職員も含め専門的職員の人員配置基準は法令上定めがないのか。

→ 文部科学省告示第172号の図書館の設置及び運営上の望ましい基準には、「市町村立図書館における職員の配置等について、市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努める及び市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする」という記載はあるが、具体的な人員配置基準等は示されていない。

仕様書の15ページ(3) 図書館、コミュニティ会館の運営に関することの業務内容欄①勤務者の管理(雇用、勤務管理、研修)要求水準欄に市の考えを示すことで、具体的な人数は示さずに司書等の専門的職員を必要数雇用し、業務に支障のないようカウンターに要員を配置することとしている。

なお、応募書類様式5職員配置計画書には勤務ローテーション表を記載する欄があり、業務に支障のないようカウンターに要員を配置しているかどうかはここで確認を行う。

○ 仕様書17ページ7雇用等への配慮について、「物品及び役務の調達に当たっても可能な限り地元業者に発注」とあるが、指定管理者の関連会社に安価に調達ができることで市外業者が採用されることがこれまでにあったが、市内業者から見積りを取り比較することはできるのか。

→ 市内業者から見積りを取り、特に修繕業務については可能な限り地元業者へ発注するよう促したい。

○ なぜ特に修繕業務なのか。

→ 地元業者の方が出張費等の経費が削減できると考えられるためである。

○ 仕様書19ページ(4) 利用料金等の収入④自動販売機の電気料について、「自動販売機の電気料は指定管理者が負担する」と書くよりは、「指定管理者が支払う」という方がよいのではないかと。自販機の設置者から電気料を徴収するのだから、実質的には指定管理者の負担はないと思う。

→ 指摘のとおり実質的に指定管理者の負担は生じないため、「負担する」という表記を「支払う」に修正する。

○ 仕様書23ページ19文書の管理について、「打合せ記録」とあるが何の打合せなのか。

→ おはなしボランティアと図書館スタッフとの打合せ等を想定している。

○ 別紙野田市所有備品一覧の2枚目の裏に「デスクトップ型」とあるが、「デスクトップ型」ではないか。

→ 指摘のとおり修正する。

<審議の結果>

募集要項、仕様書及び応募書類について、指摘事項の修正も含めて原案どおり決定

3 閉会

第2回野田市立図書館及び野田市コミュニティ会館 指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時	令和3年12月23日(木) 午前10時から午前11時40分まで
開催場所	野田市役所2階 203会議室
出席委員	副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、行政管理課長、管財課長、教育次長兼生涯学習部長
欠席委員	市民生活部長
事務局	興風図書館、市民生活課、行政管理課

1 開会

2 議事

- (1) 野田市立南・北図書館及び野田市南・北コミュニティ会館指定管理者指定申請に係る第1次審査結果について
<事務局から応募状況と第1次審査結果について説明>
- ・応募団体は1者
 - ・第1次審査の結果、適格要件を満たしていた。

- (2) 野田市立南・北図書館及び野田市南・北コミュニティ会館指定管理者指定申請に係る第2次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)

①応募団体(TRC・日本管財共同企業体)の審査

—TRC・日本管財共同企業体が入室—

<事業計画等の概要について説明>

<審議の概要>

- 事業計画書1ページ1市民の平等利用の確保について、高齢者や障がい者、児童への対応についての説明があるが、手話の方や外国の方への対応はどのように考えているのか。
→ 事業計画書5ページに記載のあるとおり、コミュニケーションをとるためのツールとして、コミュニケーションボードと筆談ボードを設置している。
- 利用者のニーズ把握として「ご意見箱」の設置やアンケートの実施について記載されているが、「ご意見箱」とアンケートの住み分けについて教えてほしい。
→ 「ご意見箱」は図書館とコミュニティ会館それぞれに常時設置するものであり、アンケートは年1回3月頃に図書館とコミュニティ会館それぞれにて実施するものである。また、「ご意見箱」は自由に意見を書いていただく様式となっております。

り、アンケートは設問に回答する様式となっている。

○ 指定管理者の指定を受けている施設で電子書籍を導入している施設の状況を教えてほしい。

→ 千葉県内では15の自治体で電子図書館を行っている。全国的には2年前は75の自治体が行っていたが、現在は250の自治体で電子図書館を行っている。

○ 指定管理の指定を受けている施設でネーミングライツの実績はあるか。

→ 千葉県八千代市でネーミングライツを行っている。

○ 事業計画書14ページ「8. 学校図書館との連携」について、図書館支援サイトとの記載があるが、利用の流れについて教えてほしい。

→ 図書館支援サイト「TOOL i」は弊社の選書システムである。利用の流れとしては、読書活動に効果的な図書等をシステムから抽出し、図書館スタッフから学校に対し推薦図書を提案するという流れとなる。

○ 指定管理者から学校へ図書館支援サイトの提案等を行っていくということか。

→ 学校に対し図書館支援サイトの概要を案内し、必要があればお声掛けいただくというような流れとなる。

○ 利用者アンケート等で頂いた意見について、どのような意見があり、それをどのように改善したかを利用者へ周知する方法について教えてほしい。

→ 利用者への周知については、頂いた意見に対する回答を館内へ掲示する等の方法を検討したい。また、アンケートや「ご意見箱」に頂いた意見は、意見の内容と対応について野田市へ提出する報告書へ記載し、記録に残すようにする。

○ 自主事業の提案「2. 教養講座の開催」について、「有料講座とし、自立運営できるようにします」とあり、教養講座例が記載されているが、他市で実施している講座は、例示されているような講座か。

→ 事業計画書に例示したものは、野田市への提案として載せたものである。他市の状況としては、利用者からお金を頂く講座は少ない。

○ 危機管理体制の地震等の対応について、被害の確認は警備会社に対応するという記載があるが、実際に勤務する社員が駆けつけるという対応は難しいのか。状況について教えてほしい。

→ 弊社が運営している施設では、館長を地震発生時等の対応者と定めているが、館長の配置において野田市内在住者を確保するのが難しい状況であり、機械警備会社が即時対応できるような体制を構築したいため、今回警備会社への委託を提

案している。

- 警備会社だけに任せるのではなく、時間が掛かったとしても社員が駆けつける体制は取れるのか。
→ スタッフの生命を会社として守らなければいけないため、警備会社へ委託したいと考えている。

- まずは身の回りや自分を守り、安全が確保できた段階で、現地へ行くという認識でよろしいか。
→ スタッフの安全が確保できた段階で対応するが、夜間の場合は交通手段確保も難しく、地割れ等も想定されるため、翌朝には報告するようにする。

- 建物診断を年1回実施するということだが、令和4年度から年1回行い、それを市に報告いただけるということか。
→ 今後建物診断を行っていきたいと考えており、実施した際には市へ直接報告させていただく。予防保全を行うことで、早めの対処ができるため、施設の長寿命化が図れると考える。

- 学校図書館との連携について、貴社の先進事例を紹介いただきたい。
→ 東京都江戸川区の事例であるが、学校図書館の司書教諭等のスタッフと公共図書館との会議を定期的に設けることで連携を取っている。学校図書館司書を弊社が受諾し、弊社からスタッフを派遣させていただくと、連携が取りやすくなると考える。

- 野田市の場合、選書は興風図書館で行っているが、全国で受託されている図書館では、選書は貴社で行うことが一般的か。または、自治体が選書を行うことが一般的か。
→ 弊社が選書を行っている指定管理施設は少ないが、千葉県内では茂原市にて、弊社が指定管理者として選書を行っている。また、船橋市では各館で選書した後、全館が集まり選書について協議の上決定している。その他の市では、野田市同様市の中央館が選書を行っている。

- 雑誌の選定基準について、何かお考えはあるか。貴社独自の選定基準はあるのか。
→ 弊社独自の選定基準はない。各自治体で設けられている資料の選定基準に沿った対応をしている。

- 内部監査の実施について、全国約500の受託施設で年1回の監査となると、

内部監査員は相当な人数がいるのか。
→ 内部監査員は本社に10名程いる。

○ 電子書籍の話があったが、最近活字離れが進んでおり、新聞購読者も減っている状況の中で、図書館専門の会社である貴社の将来的な展望、変わっていかねばならないというような図書館の今後の在り方というものはあるのか。

→ 図書館の在り方で一番重要なことは、情報が届かない人に対し、いかに情報を届けられるかであると考えます。電子書籍やインターネットの情報を見ることができない方にも情報を届けられるような体制を構築していきたい。

○ 良い提案があれば是非していただきたい。また、学校図書館との連携についても、提案を今後是非お願いしたい。

－TRC・日本管財共同企業体が退室－

<採点整理>

・各委員が応募団体からの説明及び質疑応答を基に採点

(3) 野田市立南・北図書館及び野田市南・北コミュニティ会館指定管理者指定申請に係る第2次審査合格者の決定（指定管理者候補者の決定）について

<第2次審査の評価票の集計結果について事務局説明>

・第2次審査の評価票のうち、適格要件は全ての委員が適格と評価した。
・集計の結果、評価項目点満点に対し、TRC・日本管財共同企業体は、84.0点で、100点満点に換算すると73.0点であり、合格最低基準の6割を満たしていた。

<審議の概要>

・TRC・日本管財共同企業体を指定管理者候補者として今後協議に入ることとしてよろしいか。

→異議無し

<審議の結果>

・野田市立南・北図書館及び野田市南・北コミュニティ会館指定管理者候補者は、TRC・日本管財共同企業体と決定する。

(4) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会